

令和5年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方等
検討委託業務 仕様書（案）

1. 業務の目的

環境省のエネルギー対策特別会計予算については、平成24年10月より地球温暖化対策のための税が導入され、毎年度、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の中のエネルギー起源CO₂排出削減対策としての支出が行われているところである。

我が国では、1.5℃目標と整合する「2050年カーボンニュートラル」と「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦」という新たな目標を宣言し、令和3年10月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」及び「地球温暖化対策計画」等を閣議決定した。また、令和4年5月には、総理指示を受けて、中央環境審議会炭素中立型経済社会変革小委員会において「炭素中立型の経済社会変革に向けて（中間整理）」を取りまとめ、「クリーンエネルギー戦略 中間整理」へのインプットを行った。さらに、同年7月からは、総理を議長とする「GX実行会議」において、「GX経済移行債」（仮称）を活用した先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策）、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用、国際展開戦略等について議論がなされ、12月には「GX実現に向けた基本方針 ～今後10年を見据えたロードマップ～」を取りまとめた。これらの動き等も受け、関係省庁、企業・産業界、地方公共団体等において、2050年カーボンニュートラルや2030年度削減目標の実現に向けた各種取組、検討が活発に行われている。一方、諸外国等においても、地球温暖化対策・脱炭素対策に関する様々な政策・対策の検討・実施の動きが進められている。

本業務では、地球温暖化対策・脱炭素対策に関する我が国及び諸外国等における最近の取組・動向等について様々な視点から情報収集・整理等を行い、我が国の地球温暖化対策・脱炭素対策として必要な分野に必要な投資・支出等がされているか等を俯瞰的に整理し、今後のエネルギー起源CO₂排出削減対策において短期的及び中長期的な観点から重点的に取り組むべき分野やその投資・支出等に関するあり方や改善方策についての検討等を行い、その結果を分かりやすい形で取りまとめるとともに、EBPM実践ガイドライン（仮称）や地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックのアップデート及び適用支援をはじめとして、既存の知見も活用しつつ、環境省のエネルギー対策特別会計予算に関するPDCAの取組についての具体的方策等を取りまとめることを目的とする。

2. 業務の内容

環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、調査や分析の内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる共同実施）しても差し支えない。また、文献調査等で不足が見込まれる部分については必要に応じて海外渡航等により調査を行うこと。

（1）海外における地球温暖化対策・脱炭素対策及びそのための投資規模・財源・支出・使途、地域・都市等の取組、グローバル企業等の投資・ニーズ等についての分析

欧州（EU及び域内主要国）や北米を中心に、主要各国における地球温暖化対策・脱炭素対策、そのための投資規模、公共投資の財源及び支出の種別・使途、民間投資の種類・内容、中央銀行をはじめとする金融部門における脱炭素投資の取組等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。また、海外の地球温暖化対策・脱炭素対策に資する技術開発・実証事業、導

入補助事業等の概要や採択状況について情報の収集・整理を実施するとともに、海外の地球温暖化対策・脱炭素対策事業における、技術分野や対象地域、採択事業者等の採択傾向や資金提供スキーム等を分析し、現状で重点的な支出が行われている領域や特徴的な資金提供スキームの特定を行い、国内との類似点・相違点を明らかにするなど、分かりやすくまとめること。これらの整理・分析に際し、地球温暖化対策のための税等が地球温暖化対策・脱炭素対策以外の用途に充てられている場合は、その内容についても詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。また、主要各国の地球温暖化対策・脱炭素対策に関し、州・地域・地方公共団体・業界団体レベルで（あるいは国・州・地方公共団体と企業・業界団体が共同で）、排出分野・セクター・階層別に、脱炭素への公正な移行に向けた目標・計画・取組を立案・実施している事例を出来る限り幅広く収集し、その分野・内容・使途等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

さらに、COPをはじめとする国際会議等においてグローバル企業等を中心とした企業連合等が誓約している投資分野や実現目標、民間部門における脱炭素の取組について取り上げ、サプライチェーンやバリューチェーン、ESGやSDGs、サーキュラーエコノミー、バイオエコノミー、ネイチャーポジティブ等の観点から、民間の投資や需要が見込まれる分野・内容・使途等について詳細に把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

(2) 海外における今後の地球温暖化対策・脱炭素対策に係る投資・成長分野の見通し等についての分析

世界全体又は海外の地球温暖化対策・脱炭素対策において今後重点的な対策や投資が必要と考えられている領域の特定を行う。その際には、IPCCやIEA、IRENA、UNEP等の国際機関や各国政府、研究機関等の見通しやその根拠を整理するとともに、海外における地域ニーズ（気候変動により地域が直面するリスク・チャンス）や地域の特性に応じて、日本の地域循環共生圏構築又はSDGs都市等に類似する環境・社会・経済の課題解決を目指した取組について、分かりやすくまとめること。

特に、IPCCについては、令和3年から4年にかけて第6次影響評価報告書（AR6）ワーキンググループ報告書が公表されているが、令和5年には統合報告書が公表されることから、そのトレンド、キーコンセプト、対策や投資をどのように進めるべきと考えられているか等について、分かりやすくまとめること。

(3) 国内で直面する経済的・社会的変化等を踏まえた今後の地球温暖化対策・脱炭素対策に係る投資・成長分野の見通し等についての分析

(2)の分析等を踏まえ、国内の地球温暖化対策・脱炭素対策において今後重点的な対策や投資が必要と考えられる領域の特定し、当該領域の脱炭素化を進めるための提言、見通し、研究等の既存の知見についての把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

その際、気候変動対策・脱炭素対策の観点から地方公共団体（都道府県・市区町村）が、又は地方公共団体と企業・業界団体が共同で、脱炭素（化）の目標・戦略・計画を策定・実施している具体的な事例（脱炭素先行地域や、地域脱炭素の推進のための交付金の採択案件を含む）を幅広く収集し、その内容及び予算・財源等について把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。

また、コロナ禍による国内の経済的・社会的変化及び影響、CO₂排出や電力・熱・燃料需要、再

エネ供給等への影響、経済回復対策としての地球温暖化対策・脱炭素対策の内容（目標、計画、支援規模等）及び予算・財源等について、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえつつ、把握・整理・分析を行い、分かりやすく取りまとめること。

（４）令和５年度予算までのエネルギー対策特別会計の使途等の経年分析

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策におけるエネルギー起源 CO2 排出削減対策を中心とした使途等について、これまでの経年整理・分析を行うこと。具体的には、過去の国内の地球温暖化対策に資する技術開発・実証事業及び導入補助事業の採択状況並びに関連する政府戦略・計画等に基づく技術開発・実証に係る目標や取組内容などについて情報の収集・整理を実施するとともに、CO2 排出削減対策への官民の投資動向（民間投資／公共全体投資（財政投融資を含む）／官民投資全体）について情報の収集・整理・分析を実施し、環境省のエネルギー需給構造高度化対策のエネルギー起源 CO2 排出削減対策の取組との類似点・相違点・連携点を明らかにするなど、分かりやすくまとめること。

また、「GX経済移行債」（仮称）を活用した先行投資支援について、令和４年度補正予算及び令和５年度当初予算の執行状況、令和６年度予算要求の内容等について把握・整理・分析し、「GX実現に向けた基本方針」と照合すること等により、GX実現のために更なる支援が必要な産業分野・内容を明らかにすること。

（５）各府省庁等の地球温暖化対策・脱炭素対策及びその関係予算の経年分析

環境省が取りまとめている「地球温暖化対策関係予算案」、「地球温暖化対策計画の進捗状況」並びに各府省庁及び政府系機関等の各種公表資料・情報等を踏まえ、政府全体並びに各府省庁及び政府系機関等の地球温暖化対策・脱炭素対策の内容及びその関連予算の使途等についての把握・整理・分析を行い、分かりやすくまとめること。また、（４）の調査内容を踏まえ、政府全体の温暖化対策予算の中でのエネルギー起源 CO2 排出削減対策の位置づけを定量的な経年分析データとして可能な範囲で把握・整理・分析し、分かりやすくまとめること。

（６）我が国の経済的・社会的課題の解決と脱炭素社会構築の両立に向けた対策の方向性の検討・整理

（１）から（５）までの分析を踏まえ、現行のエネルギー起源 CO2 排出削減対策において今後重点的な投資が必要とされている分野・領域を特定するとともに、コロナ禍・コロナ後という視点も念頭に置きつつ、環境省及び関連省庁、業界団体等が掲げる将来像・ビジョン等を踏まえて今後の脱炭素社会構築に向けて進むべき骨太な方向性について検討・整理・分析し、取りまとめを行うこと。なお、検討等の際には、後述する有識者へのヒアリング事項や指摘事項（ヒアリングを実施する場合）を踏まえ、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ行い、分かりやすくまとめること。

今後重点的な投資が必要とされている分野・領域については、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の14分野、「地域脱炭素ロードマップ」の対象となる主要8分野、「GX実現に向けた基本方針」参考資料に今後の道行きが示された22分野、関係省庁が策定する主要な戦略・計画・ロードマップ等の対象分野、その他以下の項目等を十分踏まえつつ、検討・整

理・分析を行うこと。

- ・地域資源活用型、都市と地方の共生など合意形成等を図りつつ我が国の潤沢な再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーシステムへの迅速・円滑な活用
- ・社会システムのスマート化・最適化による人流、物流の交通需要最適化、脱炭素交通システムの整備・構築
- ・サーキュラーエコノミー及びバイオエコノミーを踏まえた化石燃料由来の製品（化石燃料のエネルギー用途以外）の利用の削減、最適化
- ・自然再興（ネイチャーポジティブ）にも資する地球温暖化・脱炭素対策を特定し、これを促進する仕組み
- ・QOL 向上と地域課題解決、地域での脱炭素社会構築に資するコミュニティやビジネスの振興により、持続的に地域で資金が循環する仕組み
- ・IoT、AI、DX、ビッグデータ、ブロックチェーン、ICT 等の技術やデータサイエンス等を活用したセクターカップリングの推進による脱炭素社会への貢献

（7）重点的に実施すべきエネルギー起源 CO2 排出削減対策・施策に関する分析・整理

（1）から（6）までの分析・取りまとめを踏まえ、政府全体、環境省及び関連省庁並びに業界団体等が掲げる将来像・ビジョン等を踏まえつつ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー起源 CO2 排出削減対策の改善方策やあり方、今後の脱炭素社会構築に向けて必要となる使途、対策・施策、スキームについて、令和 12（2030）年まで、令和 17（2035）年まで、令和 22（2040）年まで、2050 年までの各期間ステージを意識しつつ、詳細な分析を実施すること。なお、検討の際には、後述する有識者へのヒアリング事項や指摘事項（ヒアリングを実施する場合）を踏まえ、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、検討・分析・取りまとめを実施すること。また、実現に要する概算事業費等についての試算を行いまとめること。取りまとめの際には、環境省担当官と協議の上、整理フォーマットを決め、以下のような評価軸で評価・分析・取りまとめを行うこと。

- ・「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の 14 分野
- ・「地域脱炭素ロードマップ」の対象となる主要 8 分野
- ・「GX 実現に向けた基本方針」参考資料に今後の道行きが示された 22 分野
- ・研究開発、技術開発・実証・社会実装、設備導入、基盤整備、国際貢献
- ・脱炭素型の地域づくり、ライフスタイル転換
- ・第 5 次環境基本計画に定める「地域循環共生圏の構築」、「SDGs のゴール達成」、「日本の国際競争力向上」、「日本の産業競争力の向上」への貢献 等

また、このうち、令和 7 年度から 9 年度までの 3 か年程度を目途にエネルギー起源 CO2 排出削減対策を講じていくべき重点戦略分野及び実施すべき施策等について、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、より精緻かつ詳細な分析・取りまとめを行うこと。

（8）分析の精緻化等

上記の（1）から（7）までを検討するに当たっては、環境省担当官と相談の上で、必要に応じて有識者へのヒアリングを行うなどにより、個々の論点ごとに想定される議論や指摘に耐えうる水

準に分析の精緻化を行うこと。また、文献調査等の過程で必要に応じ、環境省担当官の指示に従い、海外文献の翻訳も行うこと（英語の文献だけでなく、必要に応じてその他の国・地域の言語の文献も含む）。なお、ヒアリングを行う場合は、7,900円/時の謝金を支払うものとする。

(9) 現行の環境省のエネルギー特別会計予算のPDCA 確立に向けた検討・取りまとめ

既存の「地球温暖化対策計画の進捗状況」等を活用しつつ、令和6年度に継続予算として要求する予算について、共通評価手法を用いた評価実施の支援を行うこと。

また、令和6年度に新規・拡充要求を行う予算を中心に、政府全体で行われている証拠に基づく政策立案（EBPM）推進の取組の内容を踏まえ、共通評価手法を用いた評価・分析実施の支援を行うこと。

さらに、(1)から(9)の上述部分までの検討等を踏まえ既存調査によって得られた知見を活用しつつ、EBPM 実践ガイドライン（仮称）のアップデート、運用支援、説明会の開催支援、EBPM 推進方策の検討等を実施すること。具体的には、以下の①から④までに示す事項を行うこと。

なお、検討に当たっては、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、必要に応じて環境省内の関連する取組との連携を図ること。

①EBPM 実践ガイドライン（仮称）のアップデート

令和7年度予算要求に向けて、検証に基づく見直しや計画修正の体系化を図る方策について検討し、EBPM 実践ガイドライン（仮称）のアップデートを行うこと。

②EBPM 実践ガイドライン（仮称）の改善方策や解決方策の提案

①のアップデート作業では対応しきれない内容がないか、③の運用支援等も踏まえて確認を行い、課題や論点の整理を行った上で、令和6年度に実施すべき EBPM 実践ガイドライン（仮称）の改善方策や課題の解決方策等についての提案を行うこと。

③EBPM 実践ガイドライン（仮称）の運用支援

EBPM 実践ガイドライン（仮称）について、運用時の支援を行うこと。具体的には、環境省のエネルギー対策特別会計事業の検討段階において、環境省担当官が EBPM 実践ガイドライン（仮称）を適切に活用するための支援等を行うこととし、必要に応じ説明会や個別相談を行うこと。

④事業実績情報を活用した EBPM 推進に向けた検討

環境省のエネルギー対策特別会計における技術開発・実証事業及び導入補助事業において、事業採択後に事業者から報告される CO2 排出量等の情報等を用いて、次年度の概算要求における EBPM 推進等につなげるための情報収集・整理・検討を行い、分かりやすくまとめること。

(10) 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックの改良・改定や改善方策や課題の検討・取りまとめ等

(9)の検討を踏まえ、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>」及び補助事業者用として作成された「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請用>（環境省地球環境局）」（以下単に「ガイドブック」という。）について、既存調査によって得られた知見を活用しつつ、環境省のエネルギー対策特別会計事業の予算要求プロセスにおける適用支援及びガイドブックのアップデートを実施すること。具体的には、以下の①から③までに示す事項を行うこと。

①ガイドブックのアップデート

「令和4年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務」（全10業務）において調査が行われた全ての事業を対象に、同業務の報告書におけるCO2削減効果の検証・評価プロセスを整理し、必要に応じてガイドブックのアップデートを行うこと。

②ガイドブックの改善方策や課題や解決方策の提案

①のアップデート作業では対応しきれない内容がないか、③の運用支援等も踏まえて確認を行い、課題や論点の整理を行った上で、令和6年度に実施すべきガイドブックの改善方策や課題の解決方策等についての提案を行うこと。

③ガイドブックの運用支援

ガイドブック及びそれに準拠した計算ファイルについて、運用時の支援を行うこと。具体的には、環境省のエネルギー対策特別会計事業の検討段階において、環境省担当官がガイドブックを活用して事業のエネルギー起源CO2削減効果を適切に算定するための支援等を行うこととし、必要に応じて説明会や個別相談を行うこと。

3. 業務履行期限

令和6年3月25日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 500頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出期限：令和6年3月25日（ただし、2月23日までに報告書の案を提出し、環境省担当官の確認を受け、修正等を反映したものを最終成果物とすること）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

契約締結時においての国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

日本語及び英語のサマリーを作成することとし、英語サマリーについては以下によること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。

特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` ´」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。